

## 薬剤師会との共催会合の会場費負担



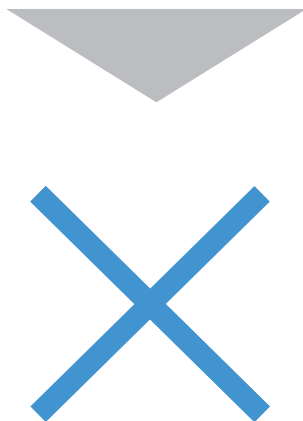
当社はA薬剤師会と共催で講演会を企画しています。

演題は自社医薬品の関連テーマとなるよう企画段階から打合せを実施しています。

開催日は、先生方が集まりやすい薬剤師会総会と同じ日に決定しました。講演会開始は15時からですが、13時からの総会に講演会場を提供します。会場使用料は1時間1万円で13時から18時まで借りて5万円です。会場費は全て当社で負担してもよいでしょうか。



回答



**薬剤師会総会に係わる会場費は負担できません。**

薬剤師会総会に係わる費用を負担することは、本来の講演会開催費用の負担額を超える過剰な支払いとなります。